

富山県民福祉基本計画(改定版)の概要

計画の性質

- ・福祉に関する基本的かつ総合的な施策の大綱を示す計画
(富山県民福祉条例第11条第2項第1号)
- ・市町村地域福祉計画を支援する計画
(社会福祉法第108条第1号)
- ・県民、事業者などの協働の指針となる計画

計画をめぐる現状と動向

- 人口減少(未婚化、晩婚化による少子化、死亡率の上昇)
- 高齢化の進行(高齢者割合の増、高齢者単身・夫婦のみの世帯の増加、認知症の増加)
- 障害者の地域移行、新たな障害者制度の構築
- 福祉人材の不足
- 国際化の進展に伴う外国人の増加
- 地域経済の不安定化
- 家族機能の低下、伝統的な地域支え合い機能の低下
- 住民社会参加意識の高まり
- 行政と住民との協働の進展(新しい公共)
- 東日本大震災を踏まえた互助の再構築
- 総合特区制度を活用した福祉の先駆的取組みの実施(「とやま地域共生型福祉推進特区」の指定)

計画の目標

～誰もが幸せを感じる富山型共生社会の創造～
人や地域の絆づくり(つなぐ・結ぶ・支え合う)

- ① すべての県民が個人として尊重され、自らの意思に基づき、学習、就労等の社会・経済活動に取り組み、個人の自立や自己実現が叶えられる社会
- ② すべての県民が互いに支え合い、年齢や障害の有無にかかわりなく、住み慣れた地域において、共に生活を継続できる社会
- ③ すべての県民が困ったときに、身近なところで医療、介護その他のサービスや生活支援を受けられ、安心して健やかで快適な生活を営むことのできる社会
- ④ すべての県民が教育・文化・スポーツなど様々な分野での活動に等しく参加することが、地域社会の活性化や持続可能性の高まりにつながり、NPO、教育・文化団体など、さまざまな団体が連携し、社会全体で福祉を支えている公正で活力ある社会

計画策定の視点

- 自立と社会参加の機会の確保
- ふれあい・支え合いのしくみづくり
- 利用者本位のサービスの質と量の確保

計画の期間

平成24年度から平成28年度まで(5年間)

3つの柱

第1章 ともに支え合う「ひとづくり」

I 生涯を通じた自立と支え合いの推進

- 人に寄り添い支え合う心の醸成
- 共生社会の実現に向けた意識啓発

II 福祉を担う人づくり

- 質の高い介護・福祉サービス従業者の育成・確保
- 地域福祉活動やボランティア活動の担い手の育成

III 「新しい公共」の創造と互助や協働の推進

- 福祉コミュニティの形成(互助の推進)
- ボランティア、NPO活動の基盤強化
- 社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の促進
- 多様な主体の参入支援

第2章 安心して暮らせる「地域づくり」

I 安全・安心な生活圏の整備

- ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進
- 共生社会の実現に向けた基盤づくり

II 福祉サービス基盤の整備

- 子育て支援等の充実
- 障害児(者)の療育及び教育の充実
- 在宅・施設サービスを相互に活用できる介護・自立支援基盤の整備
- 在宅福祉・医療サービスの充実
- 福祉関連産業、生活支援関連サービス業の振興

III 生きがいと自立を育む地域社会の形成

- 総合的な情報提供、相談体制の充実
- 福祉コミュニティを支える体制の整備
- 生きがいづくりと社会参加活動の機会充実
- 高齢者、障害者等の就労支援
- 高齢者、障害者等の社会活動への支援

第3章 利用者を支援する「しくみづくり」

I 人権を尊重した福祉の仕組みづくり

- 利用者保護の推進
- 虐待防止への総合的な取組み
- 社会的に配慮が必要な人々や低所得者等への対応
(ソーシャルインクルージョンの理念に基づく施策の推進)

II 利用者本位のサービスの提供

- 利用者の立場に立った質の高いサービスの提供
- サービスの効率化と評価システムの活用
- 地域包括ケアシステムの構築
- 保健・医療・福祉の連携によるサービスの一体化

III 支え合いネットワークの形成

- 身近な地域での共生のケアネットワークの形成
- 四層体制の共生のケアネットワークの形成
- 市町村の地域福祉の推進支援